

決算短信·四半期決算短信 作成要領等

2022年4月 株式会社東京証券取引所

【凡例】

金商法・・・・・・・・金融商品取引法

開示府令・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令

取引規制府令・・・・・・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

財表規則・・・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

連結財規・・・・・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 中間財規・・・・・・・中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

中間連結財規・・・・・・中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則四半期財規・・・・・・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期連結財規・・・・・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

IFRS・・・・・・・連結財規第93条に規定する指定国際会計基準

上場規程・・・・・・・有価証券上場規程

施行規則・・・・・・・・有価証券上場規程施行規則

1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第404条】

また、開示した後に、開示した内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、「決算発表資料の訂正」として開示することが義務付けられています。なお、開示した決算の内容につき、有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合の「決算発表資料の訂正」の開示については、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと東証が認める場合を除き、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとしています(詳細については、後述の「発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い」を参照してください。)。

【上場規程第416条第1項、第2項】

(2) 決算短信等の開示に関する要請事項

上場会社の決算に関する情報は、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な会社情報であることを踏まえて、東証では、決算短信等の開示について、以下のような要請を上場会社に対して行っています。

① 決算発表の早期化の要請

・ 東証では、上場会社の決算短信等の開示時期について、以下のような早期化の要請を行っています。 なお、当然ながら、個別の事情等により、以下の要請どおりの時期には決算又は四半期決算の内容を 適切に開示することができない場合も想定されるところです。上場会社におかれては、開示される決 算又は四半期決算の内容の正確性を欠くことのないようご留意ください。

〔決算短信の開示時期について〕

- ・ (1) のとおり、上場会社は、決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示することが義務付けられていますが、投資者の投資判断に与える影響の重要性を踏まえますと、上場会社においては決算期末の経過後速やかに決算の内容のとりまとめを行うことが望まれます。
- ・ とりわけ、事業年度又は連結会計年度に係る決算については、遅くとも決算期末後45日(45日目が休日である場合は、翌営業日)以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当であり、 決算期末後30日以内(期末が月末である場合は、翌月内)の開示が、より望ましいものと考えられます。
- ・ 上場会社各社におかれては、決算の内容の早期開示に向けて、決算に関する社内体制の整備及び充実 にお努めいただくようお願いいたします。
- ・ なお、事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容の開示時期が、決算期末後50日(50日目が休日である場合は、その翌営業日)を超えることとなった場合には、決算の内容の開示後遅滞なく、その理由(開示時期が決算期末後50日を超えることとなった事情)及び翌事業年度又は翌連結会計年度以降における決算の内容の開示時期に係る見込み又は計画について開示してください。

[四半期決算短信の開示時期について]

- ・ 四半期決算の内容の開示については、金商法に基づく四半期報告書の法定提出期限が45日とされていることを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりません。
- ・ 上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等にお取り組みください。

・ なお、上場会社は、四半期決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられておりますので、四半期決算の内容が定まったにもかかわらず、その開示時期を遅延させることはできません。したがいまして、上場会社は、遅くとも、金商法に基づく四半期報告書の提出までには、四半期決算発表を行うことになるものと考えられます。

[決算短信等には監査等が不要であることについて]

- ・ 決算の内容の開示について、上場規程においては、「決算の内容が定まった場合」に直ちにその内容 を開示することを求めており、監査や四半期レビューの手続きの終了は開示の要件とはしていません。 これは、決算短信等には、事業報告等や有価証券報告書などの法定開示に先立って決算の内容を迅速 に開示する速報としての役割が求められるためです。決算短信等における決算の内容の客観性は、監査等により確定した決算の内容が法定開示として後から開示されることで、担保されることとなります。
- ・ 東証では、決算短信等が速報としての機能を十分に発揮できるよう、監査や四半期レビューの終了を 待たずに早期の決算短信等の開示をお願いしており、過半の上場会社が監査等の終了前に決算短信等 の開示をしています。
- ・ その一方で、会社法監査の終了後に決算短信を開示している会社が全上場会社の約4割、四半期レビューの終了後に四半期決算短信を開示している会社が約1割あるなど、監査等の終了後に決算短信等を開示している会社も少なくありません。決算短信等の意義は法定開示に対する速報にあるということを踏まえて、監査等の終了を待たずに、「決算の内容が定まった」と判断した時点での早期の開示を行うよう、改めてお願いします。
- ・ なお、実施されている監査手続又はレビュー手続の過程において、公認会計士等との間に大きな意見 の隔たりが生じている場合などにあっては、決算短信等の開示の適否について慎重な検討が求められ るほか、仮に開示を行う際には、そうした事情等について決算短信等の中において、適切に開示する ことが必要となります。

② 決算発表時期の分散化の要請

- ・ 上場会社の大半を占める3月期決算会社の決算発表時期(毎年4月下旬から5月中旬まで)及び四半期決算発表時期(毎年1月下旬から2月中旬まで、7月下旬から8月中旬まで、及び10月下旬から11月中旬まで)においては、多数の上場会社による決算発表又は四半期決算発表が、特定日に集中する傾向がみられます。こうした特定日への決算発表の集中は、株主・投資者による決算情報の収集や分析に影響を及ぼし、結果として開示された決算情報の投資判断への反映が遅延するなどして、証券市場における価格形成の円滑性、効率性が低下することが懸念されるところです。
- ・また、実務的にも、特定日への決算発表の集中により、多数の上場会社が決算発表時に記者会見を行う東証内の記者クラブ(兜倶楽部)では、著しい混雑のため、記者会見の開催時間等が制約される、あるいは、記者会見が予定時刻どおりに開催できないといった弊害が生じています。
- ・ そこで、東証では、上場会社に対して、多くの上場会社による決算発表及び四半期決算発表の集中が 見込まれる時期(毎月末、毎週末、決算期末・四半期末後45日目)をできる限り避けて、あらかじ め決算発表スケジュールを設定するよう要請しています。
- ・ さらに、決算発表又は四半期決算発表の集中日において、とりわけ15時台には、特に多数の上場会社による開示が集中することから、上記の実務上の弊害に加えて、会社情報の適時開示に係る基幹インフラであるTDnetシステムの安定的な運用にも影響が生ずるリスクがあります。そのため、東証では、集中日の15時00分に開示を予定している上場会社に対して、TDnetによる開示時刻を1分以上前後に変更する方向で再検討いただくようお願いする場合があります。
- ・ なお、TDnetに登録された開示待ちの会社情報の1分間当たりの件数が、特定の開示指定時刻に おいて一定以上の数となった場合には、その後に、TDnetオンライン登録サイトにおいて当該時 刻を指定して会社情報の登録を行おうとしたときに、以下のエラーメッセージが表示されます。

ご指定いただいた「開示指定日時」は、既に開示件数の上限に達していますので、指定日時では 提出することができません。「開示指定日時」に別の時刻を指定下さい。

・ 当該エラーメッセージが表示された場合は、「開示指定日時」を変更して、再度、登録の手続きを 行ってください。なお、TDnetによる決算短信等の開示と同時に、兜倶楽部その他の記者クラブ における資料投函や記者会見等を行うことを予定している場合には、(TDnetによる開示前に資 料投函や記者会見が開始されることのないよう)これらの資料投函や記者会見の開始時刻についても、 併せて変更してください。

〔立会時間中における決算発表について〕

・ 東証では、情報通信技術の発達に伴う投資者への情報伝達の迅速化や、東証における売買取引の停止 に係る制度見直し(売買停止時間の短縮化)などを踏まえ、上場会社に対して、立会時間中であるか 否かにかかわらず、重要な会社情報の迅速な開示を要請しています。上場会社においては、例えば、 午前中に開催された取締役会等において、決算又は四半期決算の内容が定まった場合などにあっては、 決算発表又は四半期決算発表の集中日又は集中時間帯における開示をできる限り回避する観点からも、 立会時間中であるか否かを問わず、直ちに開示を行うことをご検討ください。

③ 将来予測情報の積極的な開示の要請

- ・ 我が国では、上場会社が自社の将来の経営成績・財政状態等について、主要な経営指標(例えば、売上高、利益、ROEなど)の見込みや、将来の経営成績に影響を与える財務指標(例えば、設備投資や研究開発に係る支出など)の見込みその他の将来の見通しに係る情報(以下「将来予測情報」といいます。)を開示することが、長年に亘る実務慣行として広く定着しています。
- ・ 投資者の投資判断は、一般に、上場会社の将来の企業価値(株式価値)の予測に基づいて行われることとなりますので、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も詳細かつ正確な情報を有する上場会社自身によって開示される将来予測情報は、証券アナリスト等の高い企業分析能力を有する専門家によっても、完全に代替生産することは困難であり、投資者にとって有用な投資判断情報であると位置付けられます。
- ・ 東証では、上場会社と投資者との間の重要な情報格差を解消し、投資者との充実した対話を通じて証券市場における公正かつ円滑な価格形成を確保する観点から、上場会社が、それぞれの実情に応じて将来予測情報の積極的な開示に取り組むよう要請しています。
- ・ なお、具体的な将来予測情報の開示方法については、実務上、事業年度の決算発表に際して、翌事業年度における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の予想値(以下「次期の業績予想」といいます。)を開示する形式がかねてより広く採用されています。こうした「次期の業績予想」は、上場会社の将来の経営方針や、上場会社の取り巻く状況に係る経営者自身の合理的な評価や見通し等を基礎として、経営成果に係る直接的な予想を開示するものであり、実績の決算情報と併せて開示されることもあって、投資者による企業価値の評価に有用な情報を提供しているものと考えられますが、将来予測情報の開示方法はこれに限定されるものではありません。上場会社においてはそれぞれの実情や投資者との継続的なコミュニケーションを踏まえて、適切な将来予測情報の開示方法や開示内容について検討してください。
- ・また、将来予測情報の開示内容や開示形式の変更を行う場合には、過去の実績数値や同業他社の開示 内容との間の比較可能性の低下など、投資者の利便性にも影響が生ずることが想定されますので、例 えば、設備投資計画やそれに伴う減価償却負担の変動見込み、事業環境に係る見通し(前提条件)や 前提条件の変動による業績の感応度など、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の開示の継続及び 一層の充実のほか、「次期の業績予想」を含む将来予測情報の開示全般に関する自社の考え方の提示 など、投資者との積極的なコミュニケーションの実践を通じて、安易な情報開示の後退との批判を招 くことのないよう留意してください。

[将来予測情報の適切な開示に関する要請について]

- 不合理な前提や不適切な算定方法に基づいた将来予測情報の開示については、これまでに偽計取引や 風説の流布等の法的責任が追及された事例も存在しています。上場会社においては、将来予測情報の 合理的な算出に努めることはもちろん、投資者における将来予測情報の適切な利用を促進する観点からも適切な配慮が望まれます。
- こうした観点から、東証では、以下の点について、上場会社に具体的な対応を要請していますので留意してください。
 - 1. セグメント・事業分野別の見通しや業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策など、将来予測情報の背景についての決算短信(定性的情報)等における具体的な説明
 - 2. 将来予想情報から実績を大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、投資者がわかりやすい将来予測情報の利用に関する注意文言の表示
 - 3. 当初予想時点から業績に変動を与える事情が生じた場合における速やかな将来予測情報の見直しの検討・実施

[将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨について]

- ・ 将来予測情報、とりわけ「次期の業績予想」の開示に関連して、業績予想は必ず達成されるべきコミットメントであるという誤った理解がなされる場合があり、そうした誤解が投資者に不利益にはたらく可能性や、経営者バイアスを誘引したり、結果として業績予想と実績に乖離が生じた場合に過度な株価変動をもたらすような投資行動を招く懸念が指摘されています。
- ・本来、業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであって、その達成を約束する趣旨のもの(経営者によるコミットメント)ではなく、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されているものですが、一方で、将来予測情報として開示される内容には、こうした典型的な意味の「業績予想」だけでなく、幅広い性質の情報が含まれうるものと考えられます。
- ・そこで、東証では、上場会社に対し、将来予測情報の開示に際して、当該情報の背景やその前提条件 として仮定された重要な事項に関する説明と併せて、当該情報の自社における位置付け(例えば、客 観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではあり ません。)について、投資者に適切に理解されるよう、適時開示資料の表題若しくは記載箇所の区分 又は注意表示の付記などの方法により、適切に説明することを推奨しています。

④ わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請

- 事業年度又は四半期の決算内容の開示に際して利用する開示資料(とりわけ当該開示資料に記載される定性的情報)の作成にあたっては、一般の投資者が、上場会社が開示した決算短信等その他の開示資料を入手し、投資判断情報として利用する機会が増加していることを踏まえ、できる限り、わかりやすい表現や表示とするよう努めてください。
- 具体的には、上場会社において、以下の点に配慮いただくことが考えられます。
 - 業種や業界における専門用語には、欄外などにおいてできる限り注釈を付す。
 - ・ 文章表現は、難解な表現をできる限り避け、具体的に記載する。
 - ・ 決算説明会資料、決算内容の補足説明資料等を含めて、グラフや図表を積極的に活用し、わかり やすい表示を心掛ける。
 - ・ 文章や数字の重要な点について、色付けや下線を付すなどの方法により強調表示する。

⑤ 投資者の利便性向上のためのXBRLによる開示の要請

- ・ 東証では、上場会社が開示する決算又は四半期決算の内容について、それを利用する投資者又は投資者への情報伝達を担う仲介者(報道機関、証券アナリスト等)による効率的な分析を可能とする観点から、TDnetへの登録に際して、「決算短信(サマリー情報)」又は「四半期決算短信(添付資料)」又は「四半期決算短信(添付資料)」に含まれる連結財務諸表等について、それぞれXBRLファイルの提出を要請しています。
- ・ XBRLファイルの提出に際しては、上場会社の作成した開示資料 (PDFファイル) における記載 内容と、XBRLファイルの内容に齟齬が生じないよう (一方の修正内容については、必ず他方にも 反映するよう) ご注意ください。
- ・ 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際には、TDnetオンライン登録サイトにおいて、以下の3つのファイルを登録してください。

ファイル名	対象となる情報	備考
① サマリーXBRLファイル (※1)	決算短信(サマリー情報)、四半 期決算短信(サマリー情報)	前期データは入力済みとなっています。入 力済みデータ内容に相違がないか確認後、 登録をお願いします。
② 添付資料PDFファイル	決算短信 (サマリー情報以外の 情報)、四半期決算短信 (サマ リー情報以外の情報)	
③ 財表XBRLファイル	下記参照(※3)	

- ※1 サマリーPDFファイルは、作成画面(数値データを入力する画面)にてデータ登録後、自動で作成、登録されます。また、サマリーPDFファイルを、上場会社各社で用意したWordファイル等により作成することもできますが、その際には、サマリーPDFファイルとサマリーXBRLファイルの記載事項や記載内容に齟齬が生じないよう、十分に注意してください。
- ※2 全文PDFファイルは、TDnetで自動作成されたサマリーPDFファイルと、添付資料PDFファイルをTDnetで結合して自動登録されます。なお、自社で作成した全文PDFファイルを登録することもできます。
- ※3 財表XBRLファイルの対象となる情報は、次のとおりです。なお、決算短信等に添付する財務諸表(PDFファイル)と財表XBRLファイルの記載事項や記載内容に齟齬が生じないよう、十分に注意してください。

[決算短信]

参 考 様 式	対象となる情報				
多 与 愀 式	連結財務諸表	個別財務諸表			
通期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)	必 要	開示する場合は必要			
通期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)	_	必要			
通期第3号参考様式〔IFRS〕(連結)	必 要	開示する場合は必要			
通期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)	不 要	開示する場合は必要			

[四半期決算短信]

様式	対象となる情報				
	連結財務諸表	個 別 財 務 諸 表			
四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)	必 要	不 要			

四半期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)	_	必 要
四半期第3号参考様式 [IFRS] (連結)	必 要	不 要
四半期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)	不 要	不 要
四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結) (特定2Q)	必 要	開示する場合は必要
四半期第6号参考様式〔日本基準〕(非連結) (特定2Q)	_	必 要
四半期第7号参考様式 [IFRS] (連結) (特定2Q)	必 要	開示する場合は必要

[※] TDnetの登録方法等については、TDnetオンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」または、 上場会社ナビ掲載の「TDnet利用マニュアル」を参照してください。

(3) 開示に関する注意事項

① 発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い

・ 決算短信等を開示した後に、開示内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、当該変 更又は訂正の内容を「決算発表資料の訂正」として開示することが必要となりますが、当該事情の発 生が、有価証券報告書又は四半期報告書の提出前である場合には、投資者の投資判断上重要な変更又 は訂正である場合を除いて、有価証券報告書又は四半期報告書の提出後に遅滞なく行うことでも足り るものとしています。

【上場規程第416条】

・ なお、決算短信等の開示時において、開示資料 (PDFファイル) の記載内容と、同時に提出された XBRLファイルの内容に不一致 (一方又は双方の誤り) が判明した場合には、その内容の如何にか かわらず、直ちに変更又は訂正の開示を行ってください。

[「決算発表資料の訂正」等の作成方法]

- ・ 「決算発表資料の訂正」の開示資料には、訂正内容と訂正理由を記載するとともに、XBRLファイルの訂正を行う場合は、訂正したXBRLファイルを添付してください(※1、※2)。なお、訂正内容の記載に際しては、訂正内容が容易に判別できるよう訂正前後の内容を(例えば「正誤表」の形式により)記載してください。
- ・ 「決算発表資料の訂正」及び「決算発表資料の追加」の開示資料の表題は、訂正又は追加の対象となった開示資料の表題の冒頭に、以下の要領で、訂正又は追加の内容が判別できる表示を行ってください。

区分	表題の冒頭に付記する内容
開示資料(PDFファイル)のみを訂正する場合	「(訂正)」
XBRLファイルのみを訂正する場合	「(数値データ訂正)」
開示資料とXBRLファイルの双方を訂正する場合	「(訂正・数値データ訂正)」
XBRLファイルのみを追加する場合	「(数値データ追加)」

- ※1 サマリーXBRLファイルを訂正する場合の「日付」は、当初の決算発表日としてください。
- ※2 過年度における決算内容の訂正を行う場合など、複数の決算短信等について同時に訂正を行う場合において、投資者が適切に理解・判断するために全体をまとめて説明することが適当と考えられるときには、訂正に係る開示資料を1つにまとめることが可能です。この場合において、同様の内容の訂正有価証券報告書・訂正四半期報告書を提出するときには、XBRLファイルの訂正は当該訂正有価証券報告書・訂正四半期報告書提出後遅滞なく行うことで差し支えありません。
- ※3 兜倶楽部その他の記者クラブにおいて資料投函した決算短信等を訂正する場合には、速やかに訂正内容を連絡することが求められています。
- ※4 TDnetオンライン登録サイトにおける登録方法等については、当該サイト内の「ご利用ガイド」、または、上場会社ナビ掲載の「TDnet利用マニュアル」を参照してください。

② 決算短信等に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い

- 決算短信等として開示しようとする内容に、上場規程に基づいて適時開示が必要となる他の項目に係る内容が含まれている場合であって、当該内容に係る適時開示が行われていない場合には、原則として、該当する項目について決算短信等とは別に開示資料を作成して開示を行う必要があります。
- 適時開示に際して一般的に開示が求められる内容(具体的には、理由又は経緯、事実の概要及び今後の見通しなど)について、決算短信等において必要かつ十分な記載が行われている場合には、別途の開示資料の作成を省略することも可能です。
- ・ なお、本来、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項として、上場規程に基づいて適時開示が義務付けられている事項については、その決定又は発生の時点で直ちに開示を行うことが求められておりますので、開示すべき事項が生じているにもかかわらず、決算又は四半期決算の内容が確定するまでの間、開示を遅延させることはできません。上記の内容は、決算又は四半期決算の内容の確定と同時に、適時開示を行うべき決定事実又は発生事実が生じた場合の取扱いであることにご留意ください。
- ※ 決算又は四半期決算の内容の確定と同時に発生する場合がある適時開示事項としては、例えば、以下 の項目が考えられます。

イ. 剰余金の配当

(直近の配当予想の額(配当予想の額を開示していない場合にあっては、前事業年度の配当 実績額)と異なる額の剰余金の配当を決定した場合のみ)

- ロ. 固定資産の譲渡又は取得
- ハ. リースによる固定資産の賃貸借
- 二. 代表取締役又は代表執行役の異動(※1)
- ホ. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事項(決定事実)
- へ. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- ト. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実(発生事実)
- チ. 業績予想の修正・予想値と決算値との差異等(※2)
- リ. 配当予想の修正等
- ※1 最高経営責任者(社長等)が異動する場合には、代表取締役等の異動に該当しないときでも、開示することが望まれます。
- ※2 連結財務諸表作成会社である上場会社において、連結会計期間に係る決算発表時に際して、当該上場会社の個別決算の実績値と前年の実績値との間に大きな差異が存在する場合には、実務上、特に留意が必要となります。詳細については、次の〔連結財務諸表作成会社において個別決算の内容が前年比で一定以上変動した場合の取扱い〕を参照してください。

③ 連結財務諸表作成会社において個別決算の内容が前年比で一定以上変動した場合の取扱い

連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法第166条第2項第3号に掲げる事実(内部者取引規制上の重要事実)に該当するときは、その内容の適時開示が義務付けられています。

【上場規程第405条第3項】

・ 連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合において、「決算短信(サマリー情報)」中の「個別業績の概要」欄に当事業年度の個別決算の内容を記載し

ているときは、別途(前事業年度の実績値との差異に関する)開示資料を作成しないことができるものとしています。なお、当事業年度の決算数値(個別決算の内容)が内部者取引規制上の重要事実に該当している場合(決算発表時において、内部者取引規制上の重要事実が生じた場合に限ります。)であって、上場会社が、「決算短信(サマリー情報)」中の「個別業績の概要」欄の記載を省略している場合には、別途(前事業年度の実績値との差異に関する)開示資料の作成及び開示が必要となりますので(重要事実の開示の失念が生ずることのないよう)特にご留意ください。

- ※ 当事業年度の決算数値(個別決算の内容)について、内部者取引規制上の重要事実が生ずるのは、次のイ又は口に該当した場合となります(取引規制府令第49条第2項に規定する特定上場会社等を除く。詳細については、取引規制府令第51条をご参照ください。)。
 - イ. 公表された「個別業績予想」が存在しない場合 次のa. からc. までのいずれかに該当した場合
 - a. 当事業年度の個別売上高が、前事業年度の個別売上高と比較して10%以上増減しているとき
 - b. 当事業年度の個別経常利益が、前事業年度の個別経常利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して5%以上であるとき。
 - c. 当事業年度の個別当期純利益が、前事業年度の個別当期純利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して2.5%以上であるとき。
 - ロ. 公表された「個別業績予想」が存在する場合 次のa. からc. までのいずれかに該当した場合
 - a. 当事業年度の個別売上高が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別売上高と比較 して10%以上増減しているとき
 - b. 当事業年度の個別経常利益が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別経常利益と 比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金 の額のいずれか大きい方と比較して5%以上であるとき。
 - c. 当事業年度の個別当期純利益が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別当期純利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して2.5%以上であるとき。

④ 「次期の業績予想」の開示を行わない場合の実務上の留意点

〔「業績予想の修正等」に係る適時開示義務に関する適切な理解の必要性〕

- ・上場規程第405条第1項は、「上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益(中略)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた直近の前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異(中略)が生じた場合」(連結財務諸表非作成会社においては、「上場会社の属する企業集団」を「上場会社」と、「連結会計年度」を「事業年度」とそれぞれ読み替えます。)等にあっては、その内容を直ちに開示することを義務付けています。
- ・ そのため、上場会社が決算発表に際して、「次期の業績予想」の開示を行わない場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有しており、その内容が前期の実績値と乖離したものである場合(施行規則第407条第1項各号に定める重要性の判断基準に該当する場合)には、その内容を直ちに開示することが必要となりますのでご注意ください。

- ・また、期初においては、社内に有している「次期の業績予想」に相当する情報と前期実績との乖離が 軽微であった場合でも、期中において新たに算出した予想値や、連結会計年度の末日後の決算集計に おいて把握された実績値が、前期の実績値と乖離したものである場合には、同様にその内容を直ちに 開示することが求められています。
- ・ 上場会社においては、期初に「次期の業績予想」を開示しない場合でも、<u>社内において「次期の業績</u> 予想」に相当する情報を有している場合には、「業績予想」に関する開示が一切不要になるわけでは <u>ない</u>ことについて、適切にご理解いただくことが必要です。

[内部者取引規制上の「重要事実」が社内に滞留するリスクの管理の必要性]

- ・金商法上の内部者取引規制においても、「新たな予想値の算出」が法令上の重要事実として規定されています。そのため、社内において「予想値」を有している場合には、上場会社及び上場会社関係者による内部者取引の未然防止の観点からの適切な考慮が必要となります。
- ・ 東証では、上場規程第442条において、上場会社の計算における内部者取引を禁止するとともに、 同第449条において会社関係者による内部者取引等の未然防止に向けた必要な体制整備を求めてお ります。上場会社においては、「次期の業績予想」の開示を行わない場合であっても、内部者取引規 制上の「予想値」に相当する情報を有している場合には、その情報管理の徹底や、重要事実に該当す ることとなった場合の適切な情報開示に向けて、十分な体制整備を図ってください。
- ・ なお、内部者取引規制上の「予想値」(金商法第166条第2項第3号に規定する「予想値」をいいます。)に係る法令解釈上の考え方については、2012年に実施された業績予想開示実務の見直しの際に、金融庁から、以下の内容が示されています(内部者取引規制に係るその他の法令解釈上の論点につきましては、法律専門家にご相談ください。)。

業績に関わる将来予測情報がすべて内部者取引規制上の「予想値」に該当するものではありません。今回の金融商品取引所における業績予想開示に係る実務の見直しにより、従来から、内部者取引規制上取引規制の対象ではなかった将来予測情報が、今後「予想値」となるものではありません。

すなわち、これまで、試算、集計過程等で内部者取引規制上の「予想値」には該当しない数値を保有し、これを更に精査・加工の上、特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を「予想値」として開示していた場合、今回の実務の見直し後に特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を開示することをやめたことによって、これまで「予想値」に該当しなかった試算・集計過程等で保有する数値が内部者取引規制上の「予想値」とされるようなことはありません。

(注) 個別ケースによるが、例えば、会社の将来の業績が、その属する業界、事業活動を行う地域 及び会社を取り巻く法的・経済的環境等の要因により大きく影響を受ける等の理由で、将来の事 象及び状況等について蓋然性が必ずしも高いとは考えていない前提・仮定を設けたうえで試算し た試算値・参考値や、実質的に社内で確定するに至らず、対外的に合理的に説明するに至らない ような試算値等は一般的には「予想値」に該当しない可能性が高いと考えられる。

なお、こうした試算値等であったとしても、前提・仮定等の如何に拠らず、相当な蓋然性をもって重要事実に該当し得るような大幅な業績の変動が見込まれる場合には、内部者取引規制の趣旨からすれば、「予想値」を柔軟な手法も含め何らかの形で積極的に策定の上、公表することが望ましい。

[「選択的な開示」が生ずるリスクの管理の必要性]

・ 上場会社が、期初に「次期の業績予想」を開示しない場合でも、社内において「次期の業績予想」に 相当する情報を有している場合には、その内容を、例えば、特定の取引先、機関投資家、証券アナリスト又は報道機関等との間の日常的なコミュニケーションにおいて、意図したものであるか否かにか かわらず、個別に提供してしまうリスク (「選択的な開示」が生じるリスク) が高まることとなります。

- ・こうした「選択的な開示」は、個別の上場会社の情報開示姿勢に対する不信感の原因となるだけでなく、証券市場全体の公正性に対する投資者の信頼をも毀損する懸念がありますので、上場会社においては、「選択的な開示」の防止や意図せずして「選択的な開示」を行った場合の公平かつ速やかな開示の実施について、十分に配慮してください。
- ・ 東証では、「選択的な開示」に起因するものであるか否かにかかわらず、上場会社について不明確な情報が生じた場合(例えば、上場会社による適時開示が行われていない段階で、観測報道が行われた場合など)においては、上場規程第415条に基づき、その事実関係を上場会社に照会するとともに、照会結果に基づいた適時開示を求めることとしています。

〔「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合の自発的な開示の意義〕

- ・ 実務上、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を期初あるいは算出時点で開示し、かつ、事業年度中における企業活動の進捗に応じて、適時に(例えば、四半期決算発表の時点などを捉えて)投資者に対して開示内容のアップデートを行うことは、内部者取引規制上の重要事実が社内に滞留するリスクや、特定の者への「選択的な開示」が生ずるリスクを軽減する効果が期待されます。
- また、新たに算出した予想値等と公表された予想値との間に乖離が生じた場合の情報開示を適切に行 うための体制整備の観点からも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合 に、その内容を適時に開示しておくことは有効であると想定されます。
- ・ 上場会社においては、こうした「次期の業績予想」の開示のコンプライアンス上の効果を踏まえ、 「次期の業績予想」の自発的な開示についてご検討ください。

⑤ 合併等の組織再編により上場廃止となった会社の決算発表

・ 上場会社(国内の他の取引所に上場されているものを含む)が、他の上場会社による吸収合併や株式 交換によって上場廃止となった場合、又は、新設される会社が新たに上場することとなる株式移転に よって上場廃止となった場合等においては、原則として、継続して上場している会社(吸収合併の場 合における存続会社、又は、株式交換若しくは株式移転の場合における完全親会社である上場会社) が、当該上場廃止となった上場会社の当該吸収合併等の効力発生日前に終了した事業年度又は四半期 会計期間に係る決算又は四半期決算の内容(当該上場廃止となった上場会社によって開示が行われて いないものに限る。)の開示を行ってください。

⑥ 異なる会計基準を適用した財務諸表が存在する場合の取扱い

- ・ 上場会社が、海外市場において株式又は預託証券等の公開又は新規発行等を行ったことに伴い、米国会計基準又は国際財務報告基準(IFRS)に基づく連結財務諸表を作成し、海外市場において開示している場合であって、当該上場会社が、日本国内においては、連結財務諸表規則(日本基準)に基づく連結財務諸表を作成・開示している(有価証券報告書等に記載している)場合には、決算短信等の開示に際して、日本基準に基づく連結財務諸表と併せて、米国会計基準又はIFRSに基づく連結財務諸表を添付するか、別に「決算短信(米国基準)」又は「決算短信(IFRS)」等を作成する形式により、日本国内においても海外市場で開示された内容の開示を行ってください。
- 実際の開示にあたっては以下の点に留意してください。

- イ. 米国会計基準又はIFRSに基づいて作成された連結財務諸表には、主要な注記事項を含めて開示してください。また、海外市場において開示された連結財務諸表を原文のまま(英文により)開示する場合においては、少なくとも、「決算短信(サマリー情報)」又は「四半期決算短信(サマリー情報)」の記載内容に相当する事項について、邦訳した内容を添付してください。
- ロ. 米国会計基準又は I F R S に基づく連結財務諸表の作成時期が、(日本基準による) 決算の 内容又は四半期決算の内容の確定時期よりも遅れる場合は、米国会計基準又は I F R S に基づく連結財務諸表の作成後速やかに(遅くとも海外市場における開示後直ちに)「決算発表資料の追加」として開示してください。
- ・ なお、日本国内においても、米国会計基準又は I F R S に基づく連結財務諸表を作成・開示している (有価証券報告書等に記載している)場合において、別途、任意に日本基準に基づく連結財務諸表を 作成している場合にも、同様に、日本基準に基づく連結財務諸表を決算短信等の開示に際して添付す るか、別に決算短信等を作成する形式により、開示を行ってください(それぞれの作成時期が異なる 場合にも、同様に「決算発表資料の追加」として開示してください。)。

⑦ 配当の状況の開示方法

- 会社法上、剰余金の配当の配当原資は、剰余金を確定する手続が事業年度に係る計算書類について行われることを踏まえて、配当の効力発生日における分配可能額(最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額)とされており、原則として(臨時決算により決算内容を確定した場合を除き)、最終事業年度末日以降の損益は、分配可能額には反映させないものとされています。
- ・ 一方、「決算短信(サマリー情報)」又は「四半期決算短信(サマリー情報)」における「配当の状況」欄においては、投資者の便宜を考慮して、この配当原資による区分ではなく、基準日による区分にしたがって表示することとしていますのでご注意ください。
- ・ 具体的には、例えば、3月期決算会社が第2四半期末と決算期末を基準日として、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う場合、X2年3月末日を基準日とする期末配当(②)は、X2年6月の効力発生であるため、配当原資となる分配可能額は、その直前の事業年度末日であるX2年3月末日の剰余金を基礎として算出され(会社法第453条、同第461条)、X2年9月末日を基準日とする中間配当(③)も、X2年11月の効力発生であるため、②と同じく、配当原資となる分配可能額は、その直前の事業年度末日であるX2年3月末日の剰余金を基礎として算出されます(会社法第454条第5項、同第461条)。一方、「決算短信(サマリー情報)」等の「配当の状況」欄では、X2年3月期の記載欄には、当該期中(X1年4月~X2年3月)に基準日が属する配当として、①②の配当を記載し、X3年3月期の記載欄には、当該期中(X2年4月~X3年3月)に基準日が属する配当として、③④の配当を記載することとなります。

【例】3月期決算会社が期末配当と中間配当を行う場合の例

	①	2	3	4	
区 分	中間配当	期末配当	中間配当	期末配当	
基準日	X1年 9月末日	X2年 3月末日	X2年 9月末日	X3年 3月末日	
配当支払日 (効力発生)	X1年 11月	X 2年 6月	X 2年 11月	X3年 6月	
配当原資	X1年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	X2年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	X2年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	X3年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	

【例】「決算短信(サマリー情報)」の「配当の状況」欄の記載例

2. 配当の状況							
		年間配当金					
	第1四半期末	第1四半期末 第2四半期末 第3四半期末 期末 合計					
X2年 3月期 X3年 3月期	円銭	円 ①の額 ③の額	円銭	円 ②の額 ④の額	円銭	百万円	
X4年 3 月期(予想)							

(4) その他の留意事項等

① 決算発表時における積極的な情報開示の取組みに関する要請

- 東証は、上場会社に対し、上場規程に基づく決算短信等の開示にとどまらず、決算発表又は四半期決算発表に際して、これらの投資判断情報としての有用性を踏まえて、投資者に対して積極的な情報開示の取組みを行うよう要請しています。
- ・ 上場会社においては、決算発表又は四半期決算発表の機会を、貴重な投資者とのコミュニケーションの場としても積極的に活用することが望まれます。
- ・ 例えば、決算発表又は四半期決算発表に際して、決算短信等の開示に加えて、次のような取組みを行うことが考えられます(これらに限定されるものではありません。)。

(具体例)

- イ. 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の作成
- ロ. 個人投資家、国内外の機関投資家・アナリスト向けの決算説明会、電話会議(カンファレンス・コール)等の開催
- ハ. 自社のウェブサイト等における決算説明会、電話会議等における説明内容及び質疑応答の 内容や動画・音声情報の提供
- 二. 英訳された決算発表関連資料 (決算短信・四半期決算短信のほか、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料など) の提供 など
- ・ なお、東証では、上場会社によって英訳された開示資料を、広く海外機関投資家に伝達するためのプラットフォームとして「英文資料配信サービス」を無償提供していますので、ご利用ください。

② 決算補足説明資料等の公平な提供

上場会社は、決算又は四半期決算の内容について補足説明資料を作成し、決算説明会などにおいて投資者へ提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務付けられています。

【上場規程第452条】

・ 公平な情報提供方法に係る取組みとしては、例えば、以下のようなものが該当します (これらに限定されるものではありません。)。

(具体例)

- イ. TDnet/英文資料配信サービスへの登録
- ロ. 自社ウェブサイトへの掲載
- ハ. 投資者から求めがあった場合に個別送付
- 二. 個人投資家を含めた幅広い投資者に対する決算説明会の開放、自社ウェブサイトによる動 画・音声情報等の提供 など

③ その他の非財務情報の自発的な開示

- ・ 近年、ESG (環境、社会、ガバナンス) に関する事項を記載した資料を独立した報告書等の形式で 作成、開示する取組みが増加しており、このような情報開示の充実に向けた自発的、積極的な取組み は望ましいものと考えられます。
- ・ なお、これらの資料を作成・開示した場合にも、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料と同様 に、広く株主及び投資者に対して公平な情報提供に努めることが望ましいと考えられます。
- ・ 東証では、「ESG情報に関する報告書」(ESGの要素を含む任意の開示資料で、統合報告書、ア

ニュアルレポート、サステナビリティレポート、CSR報告書、環境報告書その他の名称で作成されたものの総称)について、上場会社によるTDnetへの登録が容易になるよう、専用の提出画面を設けています(英語版の報告書の提出画面も設けています。)。ESG情報に関する報告書の、幅広い投資家等への情報提供の手段として、TDnetの活用をご検討ください。

2. 決算短信の作成要領

(1) 決算短信の構成等

① 決算短信の構成

・ 決算短信は、決算短信(サマリー情報)と決算短信(添付資料)で構成されます。

② 決算短信において記載を要請している事項

- ・ 決算短信においては、速報性が求められる事項(サマリー情報、経営成績・財政状態の概況及び今後 の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記)に限定して記載を要請しています。
- ・ サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の決算の内容について、その要点 の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作 成を要請しているものです。また、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表 及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な決算数値を投資者が適切に理解できるようにする ために、その添付資料として記載を要請しているものです。
- ・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報並び に経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しを先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連 結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報並 びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状態を適切に理解するため に有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
- ※ この点に関し、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 建設的な対話の促進に向けて一」(2016年4月18日公表)では、「四半期報告書は四半期決算短信公表後早期に開示されることから、四半期決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は比較的低いが、有価証券報告書は決算短信公表後、開示まで相当の期間があるため、決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は高いとの意見」が示されています。
- ・ 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集(2016年10月28日から実施)には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

URL https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html

(: 株式・ETF・REIT等 - 上場会社のサポート - 開示様式例・提出書類

一決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領)

- ・ 上記のほか、2014年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014-未来への挑戦 -」における「IFRS の任意適用企業の拡大促進」についての提言を踏まえ、決算短信において、会計 基準の選択に関する基本的な考え方をご記載いただくこととしています。
- ・ 具体的な決算短信の作成方法については、決算短信(サマリー情報)については「2.(2)決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項」を、決算短信(添付資料)については「2.(3)決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

(2) 決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項

① 決算短信(サマリー情報)の参考様式

- ・ 東証では、決算短信(サマリー情報)について、決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の 注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。
- ・ 決算短信(サマリー情報)の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社 であるか否かに応じて、以下の4種類に区分されています。
- ・ なお、決算短信(サマリー情報)及び決算短信(サマリー情報)に含まれる数値情報等に係るXBR Lファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、決算短信(サマリー情報)の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに決算短信(サマリー情報)をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております(なお、決算短信(サマリー情報)をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。)。

□ 通期第1号参考様式〔日本基準〕	(連結)
□ 通期第2号参考様式〔日本基準〕	(非連結)
□ 通期第3号参考様式〔IFRS〕	(連結)
□ 通期第4号参考様式〔米国基準〕	(連結)

- ※ 次ページ以降に第1号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所 グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認くだ さい。
- ※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。
- ※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記の各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 通期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)

**年*月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

年月**日

上場会社) () () () () ()	式会社				上場取引	所列	東・名	•福•	札	
コード番	-			URL								
	者 (役職			00000		(氏名)		000		\	, ,	
問合せ先責任				00000		(氏名)	000	000	•	EL) **	(****)	****
定時株主総会園			丰** 月 ** 日		配当支	払開始予定	Ĕ 甘 ** ⁴	丰** 月*	k*			
有価証券報告記			F**月**日 四									
決算補足説明資		有無	: 有		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \							
決算説明会開作	隹 の有悪		: 有	· 無 (OC)○向け)					(己田士进	TH/A/
1. **年*月期	11の連結業	<i>结(**</i> ∉*	*∃**∃~	**年** 日*	* ∃)					(日)	5円未満	が ()
(1) 連結経常			·/1·· Þ	/,	• н /				(%	表示に	は対前期は	曽減率)
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		I +		አለተ ለተ	44.	73	7 245-7-11-3-4-				に帰属	
	元	上高		営業利		稻	怪常利益			当期	純利益	
		百万円	%	首	万円 %		百万円	%			百万円	%
**年 * 月期												
**年 *月期					- (- ()	<u> </u>					,	
(注) 包括利			*月期	百万円		**年			万円(%		<u>. 1</u>
	1 株当 当期糾		潜在株式 1株当たり	人調整後 当期純利益		資本 利益率		資 産 利益率	i.		E 上 高 業利益:	
		円 銭		円 銭		%			%			%
**年 * 月期												
**年 * 月期	10000											
(参考) 持分法 (2) 連結財政		** 年	*月期	百万円] **年:	*月期	百万円					
	総	資 産		純 資 産			自己資本比率			朱当た	り純資	産
		译			百万円			%				円銭
**年 *月期												
**年 *月期												
(参考) 自己資		•	*月期	百万円	**年	*月期	百万円					
(3)連結キュ				↓□.ン欠ンて 壬L)。	- L 7	ロムマケン	ナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	7D A	TJ イド	re A 🖃	~~ u.L.
		f動による シュ・フロ [、]		投資活動に ヤッシュ・	_		活動によれ		現金		現金同年	寺彻
	777		百万円	7772	一 百万円	キャッシュ・フロー			期末残高			
**年 * 月期		-	12311		H7311			П/3/11				D/311
**年 *月期												
2. 配当の状況												
			:	年間配当金	Ž		配当金絲	総額	配当性	向	純資産	配当率
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合 計	(合計)	(連結	i)	(連	結)
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百	万円		%		%
**年 * 月期												
**年 * 月期	→ +□/											
**年 *月期(-	了怨)			<u> </u>								
	ここに	は投資者	が通期業績	責を見通す	際に有用と	:思われる	情報をご	記載く	ださい	0		
	•			/								

※	注記事項
•ו	71 = F H. LH

(1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 有・無 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

② ①以外の会計方針の変更

③ 会計上の見積りの変更

④ 修正再表示

· 止 丹 衣 小 · 右 • 無

> : 有・無 : 有・無

:有・無

(3) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数

**年*月期	株	**年*月期	株
**年*月期	株	**年*月期	株
**年*月期	株	**年*月期	株

(参考) 個別業績の概要

1. **年*月期の個別業績(**年**月**日~**年**月**日)

(1) 個別経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		売 上 高 営業利益		経常利益		当期純利益		
**年 **月期 **年 **月期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
**年 **月期 **年 **月期	円銭	円銭

(2) 個別財政状態

(2) 旧次()(1)	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	1株当たり純資産
**年 **月期 **年 **月期	百万円	百万円	%	円 銭

(参考) 自己資本 **年 *月期 百万円 **年 *月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

- ※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 決算短信(サマリー情報)の記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、通期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)を念 頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基 準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成して ください。

〔全般〕

胆二击话	明二、知卦[の注章
開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・決算短信(サマリー情報)には、参考様式に定める内容のほか、ハイライト情
	報など投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます(各
	項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」
	欄に記載又は3ページ目を追加して記載してください。)。
	・原則としてすべての情報が2ページ内に納まるようにしてください。
ページ番号等の表示	・決算短信(サマリー情報)にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はあ
	りません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。
	・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、1ページ目の右上に会
	員マークを表示してください。
	※上場規程第409条の2、施行規則第410条を参照してください。
	※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、こ
1,55,2111	れに相当する勘定科目を記載してください(例えば、「売上高」に代えて「営
	業収益」を記載するなど。)。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、
THIS COLUMN	百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。
	・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。
	・%(パーセント)で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入し
	てください。
 前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正
一門十次で示る数incoming	等(溯及修正等)を反映させた数値を記載してください。
L D D C 英田初に座の場点	
IFRS適用初年度の対応	・当期からIFRSを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、
【第3号参考様式の場合】	その他特記事項」においてその旨を記載してください。
	・連結経営成績における前期欄及び連結財政状態における前期末欄については、
	IFRSに基づく数値を記載してください。

〔表題等部分〕

(参考様式抜粋)

**年*月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

年月**日

上場会社名 〇〇〇〇〇株式会社

上場取引所 東・名・福・札

コード番号 ****

URL http://

代 表 者 (役職名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇 〇〇〇

問合せ先責任者 (役職名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) OOO OOO (TEL)**(****)****

定時株主総会開催予定日 **年**月**日 配当支払開始予定日 **年**月**日

有価証券報告書提出予定日 **年**月**日 決算補足説明資料作成の有無

: 有・無 : 有・無(〇〇〇向け) 決算説明会開催の有無

開示事項	開示・記載上の注意
定時株主総会開催予定日	・決算発表日現在における定時株主総会の開催予定日を記載してください。
配当支払開始予定日	・決算発表日現在における期末配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。
	・期末配当を行わない場合は、「一」と記載してください。

有価証券報告書提出予定日	・決算発表日現在における有価証券報告書の提出予定日を記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	・通期決算に係る説明会資料などの決算補足説明資料の作成(作成を予定してい
	る場合を含む。)の有無を記載してください。
決算説明会開催の有無	・通期決算に係る説明会の開催有無(開催を予定している場合を含む。)を記載
	してください。
	※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記
	載してください。

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

(参考様式抜粋) (百万円未満切捨て) 1. **年*月期の連結業績(**年**月**日~**年**月**日) (1)連結経営成績 (%表示は対前期増減率) 親会社株主に帰属する 売 上 高 営業利益 経常利益 当期純利益 百万円 百万円 百万円 % % 百万円 **年 * 月期 **年 * 月期 (注) 包括利益 **年 * 月期 百万円(**年 * 月期 百万円 %) 1株当たり 総資産 潜在株式調整後 自己資本 売 上 高 当期純利益 1株当たり当期純利益 当期純利益率 経常利益率 営業利益率 円 銭 円 銭 **年 * 月期 **年 * 月期 (参考) 持分法投資損益 (2) 連結財政状態 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円 総資産 純資産 自己資本比率 1株当たり純資産 百万円 百万円 円 銭 **年 * 月期 **年 * 月期 (参考) 自己資本 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 営業活動による 投資活動による 財務活動による 現金及び現金同等物 キャッシュ・フロー キャッシュ・フロー キャッシュ・フロー 期末残高 百万円 百万円 百万円 百万円 **年 * 月期 **年 * 月期

開示事項	開示・記載上の注意		
1株当たり指標	・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準		
	第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会		
	計基準適用指針第4号)に基づき算出した数値を記載してください。		
【第3号参考様式の場合】	・基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は、「1株当たり		
	利益」(IAS第33号)に基づき算定した数値を記載してください。		
	・1株当たり当期利益は、「親会社の所有者に帰属する当期利益」に基づき算定		
	された数値を記載してください。		
	・1株当たり親会社所有者帰属持分は、「1株当たり当期純利益に関する会計基		
	準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の		
	適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に準じて算定した数値を記載して		
	ください。		
【第4号参考様式の場合】	・1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社		
	株主に帰属する当期純利益は、ASC Topic260「1株当たり利益」		
	に基づき算定した数値を記載してください。		
	・1株当たり株主資本は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計		
	基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企		
<u> </u>	業会計基準適用指針第4号)に準じて算定した数値を記載してください。		
指標の計算方法	・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してくださ		
	ν _° .		
	・自己資本当期純利益率		
	親会社株主に帰属する当期純利益		

	・総資産経常利益率 経常利益
	・売上高営業利益率 営業利益
	—————————————————————————————————————
	 ・総 資 産 = 資産合計 ・純 資 産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計-株式引受権-新株予約権-非支配株主持分 ・自己資本比率 = (自己資本/総資産) ×100 ※自己資本当期純利益率の計算において、(期首自己資本+期末自己資本) がマイナスの場合は、「一」を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。
	親会社所有者帰属持分当期利益率親会社の所有者に帰属する当期利益
	• 資産合計税引前利益率 税引前利益
	(期首資産合計+期末資産合計) ÷ 2 × 1 0 0
	・売上高営業利益率 営業利益
	—————————————————————————————————————
	・親会社所有者帰属持分比率 親会社の所有者に帰属する持分
	※親会社所有者帰属持分当期利益率の計算において、(期首親会社所有者帰属持分+期末親会社所有者帰属持分)がマイナスの場合は、「一」を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。
	・株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 当社株主に帰属する当期純利益
	(期首株主資本+期末株主資本) ÷ 2
	· 総資産税引前当期純利益率 税引前当期純利益
	・売上高営業利益率 営業利益
	—————————————————————————————————————
	・株主資本 = 期末資本合計(純資産)-期末非支配持分 ・株主資本比率 = (株主資本/総資産)×100
	*株主資本比学 - (株主資本/総資生) <100 ※株主資本当社株主に帰属する当期純利益率の計算において、(期首株主資本 + 期末株主資本)がマイナスの場合は、「一」を記載してください。
営業利益及び税引前利益	・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してくださ
【第3号参考様式の場合】 持分法投資損益	い。 ・持分法投資損益がない場合は、「-」を記載してください。 ***********************************
持分法による投資損益 【第3号参考様式の場合】	・持分法による投資損益がない場合は、「-」を記載してください。

〔配当の状況〕

(参考様式抜粋)

2.配当の状況

		:	年間配当金	ì		配当金総額	配当性向	純資産配当率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半編末	期末	合計	(合計)	(連結)	(連結)
	円銭	円銭	円 銭	円 銭	円 銀	百万円	96	96
**年 * 月期								
**年 * 月期								
**年 * 月期(予想)								

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。
	・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。
	・定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」
	・定款に四半期配当の定めがない場合は「一」
	※1. (3) ⑦配当の状況の開示方法も参照してください。
	※株式分割等を行った場合、記念配当・特別配当を含む場合、配当原資に資本剰余金
	が含まれる場合等における配当の状況の記載方法は、FAQとして上場会社ナビに
	掲載しておりますので、参照してください。
配当金総額	・前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当(個別)の総額を
	それぞれ記載してください。
指標の計算方法	・配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。
	・配当性向(連結)
	当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る
	1株当たり個別配当金(合計)
	×100 1株当たり連結当期純利益
	・純資産配当率(連結)
	当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る
	1株当たり個別配当金(合計)
	(世子 1 世) (大 1
	(期首1株当たり連結純資産+期末1株当たり連結純資産)÷2
	※分母がマイナスの場合は、「-」を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	・配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。
	・配当性向(連結)
	当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る
	1株当たり個別配当金(合計)
	基本的1株当たり当期利益
	親会社所有者帰属持分配当率(連結)
	当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る
	1株当たり個別配当金(合計)
	(HD × 1 HE V × 10 MD × 1 = 7 + 4 (B B × 1) HD + 1 HE V × 10 0
	(期首1株当たり親会社所有者帰属持分+期末1株当たり 親会社所有者帰属持分)÷2
	※分母がマイナスの場合は、「-」を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	・配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。
	配当性向(連結)
	当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る
	1株当たり個別配当金(合計)
	1 体 当 たり 当 仁体 土 (こ) 市 偶 り る ヨ 舟 神 七 川 盆
	・株主資本配当率(連結)
	当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る
	1株当たり個別配当金(合計)
	※分母がマイナスの場合は、「-」を記載してください。

・次期における配当予想額を算出している場合には、当該予想額を記載してください。 ・決算短信(サマリー情報)ではなく、決算短信(添付資料)や決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「一」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられま

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋) ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

	11 - 21 th L 2 2 th
開示事項 投資者が通期業績を見通 す際に有用と思われる情 報	開示・記載上の注意 ・実際の記載例としては、業績の予想値を記載する例、業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例、中長期的な目標などを記載する例、何も記載しない例が見られます。 □ 業績の予想値を記載する例
	① 予想期間を「第2四半期(累計)・通期」、「通期のみ」、「四半期のみ」などとして記載する例 【事例1:第2四半期(累計)と通期の予想の例】 (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率) (%を表示は、通期は対前期、四半期は対前年の四半期(累計) (%を表示は、通期は対向 118,000 点3.4 8,000 点3.4 8,000 点3.4 8,000 点3.4 8,000 点3.4 8,000 点3.9 0 237,000 点3.6 8 17,000 1.3 11,64
	【事例 2 : 通期の予想のみの例】 (%表示は対前期増減率) 売上高 営業利益 説明 前 当社株主に 1株当たり 当社株主に帰属する 当期 純利益 帰属する当期純利益 当解 純利益 新 純利益 新 純利益
	【事例3:四半期の予想のみの例】 (96表示は、対前年同四半期増減率) 売上収益 営業利益 機会社の所有者に
	【事例4:売上高(経常収益)を開示しない例】 (%表示は、対前期増減率) 経常利益 当期純利益 1株当たり当期純利益
	百万円 96 百万円 96 円 銭 通期 420,000 △12.8 300,000 △7.7 80.01
	③ 予想数値を特定値ではなくレンジで記載する例【事例5:レンジを持たせた予想の例】

売上高

通期

(%表示は、対前期増減率 親会社株主に帰属する 当期純利益 百万円 4 純利益 □ 業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例

現時点では業績に影響を与える未確定な要素が多いため、業績予想を数値で示すことが困難な状況です。連結業績予想については、合理的に予測可能となった時点で公表します。

当社は各国の資本市場において多角的に投資金融サービス業を展開しており、 また当該市場には経済情勢、相場環境等に起因するさまざまな不確実性が存在しております。このため当社は、業績予想の記載は行っておりません。

また同様の理由から、○○年○月期の配当予想額は未定であるため、記載しておりません。

□ 中長期的な目標などを記載する例

当社では株主・投資家の皆さまと当社の中長期的な成長に向けた相互理解を深めるため、中期的な経営目標を開示しています。詳細は【添付資料】○ページ「○○○○」をご覧ください。

[その他]

(参考様式抜粋)

※ 注記事項

(1)期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) : 有・無 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・無 ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無

④ 修正再表示 : 有·無

(3)発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数

**年*月期	株	**年*月期	株
**年*月期	株	**年*月期	株
**年*月期	株	**年*月期	株

開示事項	開示・記載上の注意	
期中における重要な子会社の	・ 当期における連結範囲の変更を伴う特定子会社(開示府令第19条第10項に規	
/// / / / /		
異動	定する特定子会社)の異動の有無を記載してください。	
	▶異動がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった特定子会	
	社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数及び社	
	名を記載してください。	
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	
	[記載例]	
	(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。	
会計方針の変更・会計上の見	・当期における連結財規第14条の2及び第14条の3に規定する会計方針の変	
積りの変更・修正再表示	更、連結財規第14条の6に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第14	
	条の8に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。	
	・連結財規第14条の7に規定する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変更	
	と区別することが困難な場合)は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の	
	更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び	
	「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してく	
	ださい。	
	※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。	
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	
	[記載例]	
	(注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。	
会計方針の変更・会計上	・当期における財表規則第8条の3及び第8条の3の2に規定する会計方針の変	
の見積りの変更・修正再	更、財表規則第8条の3の5に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第8	

ı	→ →	なのりの見) z 担点 トフ 佐 ア エナー の ヴロ の ナ 何 よ 引 朴 レ マ ノ が (x)
	表示	条の3の7に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。
	【第2号参考様式の場合】	・財表規則第8条の3の6に規定する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変
		更と区別することが困難な場合)は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の変
		更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び
		「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してく
		ださい。
		※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例]
		(注) 詳細は、添付資料 P.☆「○○○○」をご覧ください。
	会計方針の変更・会計上	・当期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無を記
	の見積りの変更	載してください。
	【第3号参考様式の場合】	・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更(IAS第
	200 200 200 200 200 200 200 200 200 200	8号第14項(a)) とそれ以外の変更(IAS第8号第14項(b)) に分け
		て、その有無を記載してください。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		「記載例
		(注) 詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
	会計方針の変更	・当期における会計方針の変更(ASC Topic250「会計方針の変更及び
	【第4号参考様式の場合】	誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項)の有無を記載してくだ
	[7] 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	さい。
		~~~。   ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
発	 行済株式数	・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数
	1301010 000	(自己株式を含む。)、期末自己株式数及び期中平均株式数(1株当たり当期純利
		益(連結)の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。
		※株式数は1株単位で記載してください。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
	【第3号参考様式の場合】	・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式に係る期末発行済株式
	133 0 3 5 13 18/2 403 18/2 II	数(自己株式を含む。)、期末自己株式数及び期中平均株式数(基本的1株当たり
		当期利益(連結)の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。
		※株式数は1株単位で記載してください。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
	【第4号参考様式の場合】	・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式に係る期末発行済株式
	133 . 35 .318.2007.331.1	数(自己株式を含む。)、期末自己株式数及び期中平均株式数(1株当たり当社株
		主に帰属する当期純利益(連結)の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載
		上ではない。
		こくへんさい。   ※株式数は1株単位で記載してください。
		※休れ数は1休単位と記載してくたさい。   ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載79] (注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
		(ロ/ 月/1/2015/10/11見作1:・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 〔個別業績の概要〕

# (参考様式抜粋)

# (参考) 個別業績の概要

1. **年*月期の個別業績(**年**月**日~**年**月**日)

(1)	個別経営成績	

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
**年 * 月期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%

(%表示は対前期増減率)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
**年 * 月期	円 鉄	円 銭		

# (2)個別財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	1株当たり純資産
**年 * 月期	百万円	百万円	96	円 銭
(A+) W	+	#n		

(参考)自己資本 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報	・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。
	※「自己資本」は「純資産合計-株式引受権-新株予約権」となります。
	※上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏し
	いと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

# [特記事項]

# (参考様式抜粋)

- ※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
決算短信が監査の対象外であ る旨の表示	※決算短信において開示される連結財務諸表については、金商法上の監査手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※ 決算短信は監査の対象外です」との表示を行うことにより、その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。
業績予想の適切な利用に関す る説明	・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用 に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。

- ・決算短信(サマリー情報)に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した決算短信(添付資料)の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。
- ・決算短信(サマリー情報)に記載された将来予測情報の自社における位置付け (例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、 これらに限定されるものではありません。)について、注意文言の中に含めて記載することが考えられます。

# [記載例]

①リスク要因に言及する場合

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。

 $(1) \cdot \cdot \cdot (2) \cdot \cdot \cdot$ 

業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.**「 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 」をご覧ください。

②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。

## その他特記事項

- ・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容(説明会・電話会議の状況説明や 動画・音声情報等)の入手方法を記載してください。
- ・投資者が通期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

# (3) 決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項

・以下の内容は、原則として、連結財務諸表作成会社(日本基準)を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
〔経営成績等の概況〕	
当期の経営成績・財政状態の 概況	・当期の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況を記載してください。 ※経営成績の概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の動向についても記載することが考えられます。
今後の見通し	・経営成績・財政状態に関して、次期を含む将来の見通しを記載してください。 ※将来の見通しの概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の見通しについても記載することが考えられます。 ※業績に大きな影響を与える可能性のある経営上の施策その他の要因・事象がある場合には、その内容を記載することが考えられます。 ※例えば、将来予測情報の前提条件(為替レート、原油価格等の定量的情報)の変動により開示された「次期の業績予想」等の将来予測情報の値が大きく変動する可能性がある場合には、当該前提条件を積極的に開示することが考えられます。さらに、当該前提条件の変動による業績への影響度合い(感応度)についても開示することが考えられます。 ※将来予測情報について、レンジの記載により「次期の業績予想」の開示を行っている場合には、変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について記載することが考えられます。 ※決算短信の開示時点において「次期の業績予想」の形式では将来予測情報の開示を行わない場合において、業績の進捗を踏まえ、当該内容の開示が可能となった時点で開示を行う予定としているときは、その旨及び開示を行う時期の見込みに
	ついて記載することが考えられます。
継続企業の前提に関する重要 事象等	<ul> <li>・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。</li> <li>・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。</li> <li>・重要事象等が存在する旨及びその内容</li> <li>・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策</li> </ul>
[会計基準の選択に関する基本的な考え方]	
会計基準の選択に関する基本的な考え方	・会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載してください。 ・例えば、IFRSの適用を検討しているか(その検討状況、適用予定時期)など を記載することが考えられます。
〔連結財務諸表及び主な注 記〕	
連結財務諸表	・開示様式については、連結財規にしたがってください。 ・連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書(2計算書方式の場合)、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、連結財規の様式にしたがって記載してください(増減は不要です。)。 ※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報及び経営成績等の概況を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。 ※IFRS適用初年度の場合は、有価証券報告書において開示が求められる、前連結会計年度における日本基準(又は米国基準)とIFRSとの間の調整表を記載してください。
継続企業の前提に関する注記	<ul><li>・該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。</li></ul>
会計方針の変更・会計上の見	・サマリー情報「※ 注記事項(2)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修

<b>建りの亦更、核工五ま子</b>	正再表示」(通期第2号参考様式においては「※ 注記事項(1)」)において			
積りの変更・修正再表示				
	「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してくださ			
	ν _°			
	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。			
会計方針の変更・会計上	・サマリー情報「※ 注記事項(2)会計方針の変更・会計上の見積りの変更」に			
の見積りの変更	おいて「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載して			
【第3号参考様式	ください。			
の場合】	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。			
会計方針の変更	・サマリー情報「※ 注記事項(2)会計方針の変更」において「有」とした場合			
【第4号参考様式	は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。			
の場合】	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。			
セグメント情報、1株当たり	・前連結会計年度と当連結会計年度との比較形式の記載、当連結会計年度のみの記			
情報、重要な後発事象	載のいずれでも差し支えありません。			
	※該当事項がない場合(セグメントが単一である場合を含む。)は、表題を記載し			
	たうえで、その旨を記載してください。			
	※連結財務諸表非作成会社(日本基準)は、「持分法損益等」、「セグメント情報」、			
	「1株当たり情報」、「重要な後発事象」を記載してください。			

※ 決算短信(添付資料)には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、決算短信(添付資料)の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項	
(株) ○○○○○○ (1234) ○○年○月期 決算短信	・上場会社名 ・証券コード(4桁コード) ・開示資料の表題(例「○○年○○月期 決算短信」)	

# 3. 四半期決算短信の作成要領

# (1)四半期決算短信の構成等

# ① 四半期決算短信の構成

・ 四半期決算短信は、四半期決算短信(サマリー情報)と四半期決算短信(添付資料)で構成されます。

# ② 四半期決算短信において記載を要請している事項

- ・ 四半期決算短信においては、速報性が求められる事項(サマリー情報並びに四半期連結財務諸表及び 主な注記)に限定して記載を要請しています。
- サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の四半期決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作成を要請しているものです。また、四半期連結財務諸表及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な四半期決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として記載を要請しているものです。
- ・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに四半期連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
- ※ この点に関し、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 -建設的な対話の促進に向けて一」(2016年4月18日公表)では、「四半期報告書は四半期決算短信公表後早期に開示されることから、四半期決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は比較的低いが、有価証券報告書は決算短信公表後、開示まで相当の期間があるため、決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は高いとの意見」が示されています。
- ・ 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集(2016年10月28日から実施)には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

# URL https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html

(: 株式・ETF・REIT等 | 上場会社のサポート | 開示様式例・提出書類

一決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領

・ 具体的な四半期決算短信の作成方法については、四半期決算短信(サマリー情報)については「3. (2)四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項」を、四半期決算短信(添付資料)については「3. (3)四半期決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

# (2) 四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項

# ① 四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式

- ・ 東証では、四半期決算短信(サマリー情報)について、四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式 及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。
- ・ 四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否か、上場会社が特定事業会社に該当するか否かに応じて、以下の7種類に区分されています。
- ・ なお、四半期決算短信(サマリー情報)及び四半期決算短信(サマリー情報)に含まれる数値情報等に係るXBRLファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、四半期決算短信(サマリー情報)の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに四半期決算短信(サマリー情報)をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております(なお、四半期決算短信(サマリー情報)をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。)。

□ 四半期第1号参考様式〔日本基準〕	(連結)
□ 四半期第2号参考様式〔日本基準〕	(非連結)
□ 四半期第3号参考様式〔IFRS〕	(連結)
□ 四半期第4号参考様式〔米国基準〕	(連結)
□ 四半期第5号参考様式〔日本基準〕	(連結) (特定2Q)
□ 四半期第6号参考様式〔日本基準〕	(非連結) (特定2Q)
□ 四半期第7号参考様式〔IFRS〕	(連結) (特定2Q)

- ※ 次ページ以降に第1号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所 グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認くだ さい。
- ※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。
- ※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

# □ 四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)

# **年*月期 第*四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

**年**月**日

上場会社名       ○○○○○○株式会社       上場取引所 東・名・福・札         コード番号 ****       URL http://         代表者(役職名)       ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○								
1. **年*月期第*四半 (1) 連結経営成績(累詞		月**日~**年**月**日)		(百万円未満切捨て)				
(1) 理結准呂风禎(系記	売上高	営業利益	経常利益	は、対前年同四半期増減率) 親会社株主に帰属				
				する四半期純利益				
**年 * 月期第 * 四半期 **年 * 月期第 * 四半期	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %				
(注) 包括利益 **	年 *月期第*四半期	百万円( %)	**年 *月期第*四半期	百万円( %)				
	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益						
**年 * 月期第 * 四半期 **年 * 月期第 * 四半期	円銭	円 銭						
(2)連結財政状態			_					
	総 資 産	純 資 産	自己資本比率					
**年 * 月期第 * 四半期 **年 * 月期	百万円	百万円	%					
(参考) 自己資本 **	年 *月期第*四半期	百万円	<b>**</b> 年 <b>*</b> 月期 百万円					
2. 配当の状況								
		間配当金	⇒1					
**年 * 月期 **年 * 月期 **年 * 月期(予想)	第1四半期末 第2四半期末 第 円 銭 円 銭	#3四半期末	計					
(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無								
ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)								

# ※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

: 有・無

新規 社 (社名)

、除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

② ①以外の会計方針の変更

③ 会計上の見積りの変更

の 云山上の元頃りの友文

: 有・無 : 有・無

:有·無

: 有・無

④ 修正再表示

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

# ② 四半期決算短信(サマリー情報)の記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)(特 定事業会社においては、四半期第5号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準))を念頭 において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基準 適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してく ださい。

# 〔全般〕

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・四半期決算短信(サマリー情報)には、参考様式に定める内容のほか、ハイラ
	イト情報など投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができま
	す(各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記
	事項」欄に記載又は3ページ目を追加して記載してください。)。
	・原則としてすべての情報が2ページ内に納まるようにしてください。
ページ番号等の表示	・四半期決算短信(サマリー情報)にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必
	要はありません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。
	・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、1ページ目の右上に会
	員マークを表示してください。
	※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、こ
	れに相当する勘定科目を記載してください(例えば、「売上高」に代えて「営
Litable false I	業収益」を記載するなど。)。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、
	百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。
	・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。
	・%(パーセント)で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入し
	てください。
前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正
 当四半期から I F R S を適用す	等 (遡及修正等) を反映させた数値を記載してください。 ・当四半期から I F R S を適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説
当四十朔から1FR3を週用9	・ヨ四十朔から1FRSを適用する場合は、「素積」だの適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。
^公 勿口   【第3号参考様式の場合】	・連結経営成績における前四半期欄及び連結財政状態における前年度末欄につい
「第3号参与様式の場合」	では、IFRSに基づく数値を記載してください。
当四半期にIFRSによる前年	・当四半期において、IFRSにより前年度の連結財務諸表を開示する場合は、
度の連結財務諸表を併せて開示	上記「(当四半期からIFRSを適用する場合)」の対応を取ることに加え、前
する場合	年度の決算短信(サマリー情報)(通期第3号参考様式)を開示してください
【第3号参考様式の場合】	(当該決算短信は第1四半期決算短信においてのみ開示することとし、第2及
TAI O J D J INTOVENIA	び第3四半期決算短信での開示は不要です。)。
	○ 70 ○ □ 1730 ○ 75 ○ 四日 ○ 7 ○ 7 15 1 A ○ 7 0 7 0

# 〔表題等部分〕

(参考様式抜粋)

# **年*月期 第*四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

**年**月**日

上場会社名 〇〇〇〇〇株式会社

上場取引所 東・名・福・札

コード番号 ****

URL http://

表 者 (役職名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (氏名) 〇〇〇 〇〇〇

問合せ先責任者 (役職名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(氏名) OOO OOO (TEL)**(****)****

四半期報告書提出予定日 **年**月**日

配当支払開始予定日 **年**月**日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有・無

: 有・無(〇〇〇向け) 四半期決算説明会開催の有無

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	・決算発表日現在における当四半期連結会計期間末を基準日とする配当の支払開
	始予定日を記載してください。
	・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。
	・当四半期連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「-」と記載
	してください。
【第5号参考様式の場合】	・決算発表日現在における当中間期末を基準日とする配当の支払開始予定日を記
【第6号参考様式の場合】	載してください。
【第7号参考様式の場合】	・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。
	・当中間期末を基準日とする配当を行わない場合は、「-」と記載してくださ
	٧٠٠,
四半期報告書提出予定日	・決算発表日現在における四半期報告書の提出予定日を記載してください。
四半期決算補足説明資料作成の	・四半期決算に係る説明会資料などの四半期決算補足説明資料の作成(作成を予
有無	定している場合を含む。)の有無を記載してください。
四半期決算説明会開催の有無	・四半期決算に係る説明会の開催有無(開催を予定している場合を含む。)を記
	載してください。
	※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「四半期決算説明会開催の有無」の右
	側に記載してください。

# 〔連結経営成績及び連結財政状態〕

# (参考様式抜粋)

1. **年 * 月期第 * 四半期の連結業績(**年**月**日~**年**月**日)

(百万円未満切捨て)

(1) 連結経宮成績(累記	it)		. 《%表示》	は、対前年同四半期増減率)
	売 上 高 営業利益		経常利益	親会社株主に帰属 する四半期純利益
**年 * 月期第 * 四半期 **年 * 月期第 * 四半期	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
(注) 包括利益 **	年 *月期第*四半期	百万円(%)	**年 * 月期第 * 四半期	百万円(%)

1株当たり 潜在株式調整後 四半期純利益 1株当たり四半期純利益 円 銭 円 銭

**年 * 月期第 * 四半期 **年 * 月期第 * 四半期

(2)連結財政状態

	総資産	純 資 産	自己資本比率
**年 * 月期第 * 四半期 **年 * 月期	百万円	百万円	%
(参考)自己資本 ***	年 *月期第*四半期	百万円	**年 * 月期 百万円

	開示事項	開示・記載上の注意		
開	示対象期間	・連結経営成績は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間につい		
		て記載してください。		
		・連結財政状態は、当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況につい		
		て記載してください。		
	【第5号参考様式の場合】	・連結経営成績は、当中間期及び前年中間期について記載してください。		
	【第6号参考様式の場合】	・連結財政状態は、当中間期末及び前連結会計年度末の状況について記載してく		
	【第7号参考様式の場合】	ださい。		
1	株当たり指標	・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準		
	第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」			
		計基準適用指針第4号)に基づき算出した数値を記載してください。		
	【第3号参考様式の場合】	・基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は、「1株当		
		たり利益」(IAS第33号)に基づき算定した数値を記載してください。		
		・1株当たり四半期利益は、「親会社の所有者に帰属する四半期利益」に基づき		
		算定された数値を記載してください。		

【第4号参考様式の場合】	・1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当	
	社株主に帰属する四半期純利益は、ASC Topic260「1株当たり利	
	益」に基づき算定した数値を記載してください。	
【第7号参考様式の場合】	・基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益は、「1株当たり	
	利益」(IAS第33号)に基づき算定した数値を記載してください。	
	・1株当たり中間利益は、「親会社の所有者に帰属する中間利益」に基づき算定	
	された数値を記載してください。	
指標の計算方法	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。	
	・総 資 産 = 資産合計	
	・純 資 産 = 純資産合計	
	・自己資本 = 純資産合計-株式引受権-新株予約権-非支配株主持分	
	・自己資本比率 = (自己資本/総資産)×100	
【第3号参考様式の場合】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。	
	・親会社所有者帰属持分比率	
	親会社の所有者に帰属する持分	
	—————————————————————————————————————	
	資産合計	
【第4号参考様式の場合】 	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。	
	・株主資本 = 期末資本合計(純資産) - 期末非支配持分	
	・株主資本比率 = (株主資本/総資産)×100	
【第5号参考様式の場合】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。	
【第6号参考様式の場合】	<ul> <li>総資産=資産合計</li> </ul>	
	• 純 資 産 = 純資産合計	
	・自己資本 = 純資産合計一株式引受権一新株予約権一非支配株主持分	
	・自己資本比率 = (自己資本/総資産)×100	
【第7号参考様式の場合】 	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。	
	・親会社所有者帰属持分比率	
	親会社の所有者に帰属する持分 	
	資産合計	
 営業利益及び税引前利益	・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してくださ	
【第3号参考様式の場合】	V.	
【第7号参考様式の場合】		
17/7 / J 2 / J 1/1/2 J 2 / J 1/1/2 J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J 2 / J		

# 〔配当の状況〕

# (参考様式抜粋)

# 2.配当の状況

第1四半期末	第2四半編末	第3四半編末	期末	合計
円 銭	円 銭	円 銭	円銭	円 銭
			円銀 円銀 円銀	

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : **何・**無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。
	・配当の状況欄のうち、配当しない基準目は以下のとおり記載してください。
	・定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」
	・定款に四半期配当の定めがない場合は「一」
	・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準目とする場合には、配当の
	状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加し
	て記載してください。
	※1. (3) ⑦配当の状況の開示方法も参照してください。
配当予想	・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、そ
	の後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期
	配当予想値を記載してください。
	・四半期決算短信(サマリー情報)ではなく、四半期決算短信(添付資料)や四
	半期決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合に

- は、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。
- ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「一」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。
- ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます(1.(3)②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照)。

# 〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋)

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通	※2.(2)②決算短信(サマリー情報)の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見
す際に有用と思われる情	通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。
報	・四半期決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表さ
	れている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とと
	もにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要
	があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示してい
	る場合は、別途開示を省略することができます(1. (3) ②決算短信に他の適時開
	示項目が含まれる場合の取扱い参照)。

# [その他]

# (参考様式抜粋)

# ※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

遅結軸囲の変更を行り特定于芸社の異動/ 新規 社 (社名)

、除外 社 (社名)

:有・無

:有・無

(2)四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 :有・無

(3)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

 ② ①以外の会計方針の変更
 : 有・無

 ③ 会計上の見積りの変更
 : 有・無

④ 修正再表示 : 有·無

(4)発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

**年 * 月期 * 🔾	株	**年 * 月期	株
**年 * 月期 * 0.	株	**年 * 月期	株
**年 * 月期 * 0.	株	**年 * 月期 * G	株

開示事項	開示・記載上の注意
当四半期連結累計期間における	・当四半期連結累計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社(開示府令第
重要な子会社の異動	19条第10項に規定する特定子会社)の異動の有無を記載してください。

	・異動がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった特定子
	会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数及
	び社名を記載してください。
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
	「記載例
	(注)詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
当中間期における重要な子	・当中間期における連結範囲の変更を伴う特定子会社(開示府令第19条第10
会社の異動	項に規定する特定子会社)の異動の有無を記載してください。
【第5号参考様式の場合】	・異動がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった特定子
【第7号参考様式の場合】	会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された特定子会社の社数及
	び社名を記載してください。
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
	[記載例]
	(注) 詳細は、添付資料 P. ** 「○○○○」をご覧ください。
四半期連結財務諸表の作成に特	・四半期連結財規第12条に規定する「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計
有の会計処理の適用	処理」の適用の有無を記載してください。
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 「記載例」
	に配取が]   (注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
簡便な会計処理及び特有の	・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。
会計処理の適用	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	[記載例]
	(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積	・当四半期連結累計期間における四半期連結財規第10条の2及び第10条の3
りの変更・修正再表示	に規定する会計方針の変更、四半期連結財規第10条の4に規定する会計上の
	見積りの変更及び四半期連結財規第10条の6に規定する修正再表示の適用の
	有無を記載してください。
	・四半期連結財規第10条の5に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積
	りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計
	方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の
	変更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその
	旨を記載してください。
	※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当しま
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
	[記載例]   (注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の	・当四半期累計期間における四半期財規第5条及び第5条の2に規定する会計方
見積りの変更・修正再表示	針の変更、四半期財規第5条の3に規定する会計上の見積りの変更及び四半期
【第2号参考様式の場合】	財規第5条の5に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。
【おとうシラネルの多口】	・四半期財規第5条の4に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変
	更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の
	変更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「②①以外の会計方針の変更」
	及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記
	載してください。
	※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当しま
	す。
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
	[記載例]
	(注) 詳細は、添付資料 P. ** 「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の	・当四半期連結累計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積
見積りの変更	りの変更の有無について記載してください。
【第3号参考様式の場合】	・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更(IAS
	第8号第14項(a)) とそれ以外の変更(IAS第8号第14項(b)) に分
	けて、その有無を記載してください。
	※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例]
	に配取が]   (注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更	・当四半期連結累計期間における会計方針の変更(ASC Topic250
【第4号参考様式の場合】	「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事
200 3 3 100 400 30 14	項)の有無を記載してください。
	※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。

		[記載例]
		(注)詳細は、添付資料 P.** 「○○○○」をご覧ください。
	会計方針の変更・会計上の	・当中間期における中間連結財規第11条の2及び第11条の3に規定する会計
	見積りの変更・修正再表示	方針の変更、中間連結財規第11条の5に規定する会計上の見積りの変更及び
	【第5号参考様式の場合】	中間連結財規第11条の7に規定する修正再表示の適用の有無を記載してくだ
		さい。
		・中間連結財規第11条の6に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積り
		の変更と区別することが困難な場合) は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方
		針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変
		更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨
		を記載してください。
		※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当しま
		す。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例]   (注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
	会計方針の変更・会計上の	・当中間期における中間財規第5条及び第5条の2に規定する会計方針の変更、
	見積りの変更・修正再表示	中間財規第5条の2の3に規定する会計上の見積りの変更及び中間財規第5条
	【第6号参考様式の場合】	の2の5に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。
	【第05参与株式の場合】	・中間財規第5条の2の4に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの
		変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針
		の変更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「②①以外の会計方針の変
		更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨
		を記載してください。
		※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当しま
		す。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例]
		(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
	会計方針の変更・会計上の	・当中間期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有
	見積りの変更	無について記載してください。
	【第7号参考様式の場合】	・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更(IAS
		第8号第14項(a)) とそれ以外の変更(IAS第8号第14項(b)) に分
		けて、その有無を記載してください。
		※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例] (注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
発	 行済株式数	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済
_	130777	株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。
		・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中
		平均株式数(1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)
		を記載してください。
		※株式数は1株単位で記載してください。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例]
		(注) 詳細は、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
	【第3号参考様式の場合】	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済 株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。
		・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平
		り株式数(基本的1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式
		数)を記載してください。
		※株式数は1株単位で記載してください。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例]
		(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
	【第4号参考様式の場合】	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済
		株式数(自己株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。
		・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平
		均株式数(1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の算定上の基礎となる
		期中平均株式数)を記載してください。
		※株式数は1株単位で記載してください。
		※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。
		[記載例]   (注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
		(LL/ 叶州は、1861)貝付1・デー・()()() でし見 / /() でい。

【第5号参考様式の場合】	・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数(自己	
【第6号参考様式の場合】	株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。	
	・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数(1株当たり中間純	
	利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。	
	※株式数は1株単位で記載してください。	
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	
	[記載例]	
	<ul><li>(注)詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。</li></ul>	
【第7号参考様式の場合】	・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数(自己	
	株式を含む。)及び期末自己株式数を記載してください。	
	・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数(基本的1株当たり	
	中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数)を記載してください。	
	※株式数は1株単位で記載してください。	
	※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	
	[記載例]	
	(注) 詳細は、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。	

# [個別業績の概要 (特定事業会社の場合)]

# (参考様式抜粋)

# 

1. **年 * 月期第 2 四半期(中間期)の個別業績(**年**月**日~**年**月**日)

(1) 個別経営成績

(%表示は、対前年中間期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
**年 * 月期中間期 **年 * 月期中間期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%

	1株当たり 中間純利益
**年 * 月期中間期 **年 * 月期中間期	円 銭

# (2) 個別財政状態

		総資産		純 資 j	産	自己)	資本比率
**年 * 月期中間期 **年 * 月期			百万円		百万円		%
(参考)自己資本	**年	* 月期中間期	百	万円	**年	*月期	百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報	・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してくださ
【第5号参考様式の場合】	V) _o
【第7号参考様式の場合】	※「自己資本」は「純資産合計ー株式引受権ー新株予約権」となります。
	※上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏
	しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

# [特記事項]

# (参考様式抜粋)

- ※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(参考様式抜粋:特定事業会社の第2四半期の場合)

- ※ 中間決算短信は公認会計士又は監査法人の中間監査の対象外です
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
四半期決算短信が四半期レ	※四半期決算短信において開示される四半期連結財務諸表については、金商法上
ビュー手続の対象外である旨の	の四半期レビュー手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※
表示	四半期決算短信は四半期レビューの対象外です」との表示を行うことにより、
	その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。
業績予想の適切な利用に関する 説明	<ul> <li>・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。</li> <li>・四半期決算短信(サマリー情報)に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した四半期決算短信(添付資料)の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。</li> <li>・四半期決算短信(サマリー情報)に記載された将来予測情報の自社における位置付け(例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。)について、注意文言の中に含めて記載することが考えられます。</li> </ul>
	<ul> <li>[記載例]</li> <li>①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意)         本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。         <ul> <li>(1)・・・</li> <li>(2)・・・</li> <li>業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.**「○○○○」をご覧ください。</li> </ul> </li> </ul>
	②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。
その他特記事項	・必要に応じて、四半期決算補足説明資料や説明会内容(説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等)の入手方法を記載してください。 ・投資者が四半期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

# (3) 四半期決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項

・以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準) (特定事業会社においては、四半期第5号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)) を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国 会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してくだ さい。

開示事項	開示・記載上の注意
 〔四半期連結財務諸表及び主	
な注記〕	
全般	※投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約しても差し支えありません。
	※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するた
	めサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに四半期連結財
	務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、
	サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情
	報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
四半期連結財務諸表	・四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場
	合)又は四半期連結損益計算書及び四半期包括利益計算書(2計算書方式の場
	合)について記載してください。
【第3号参考様式の場合】	・要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結包括利益計算書(単一の要約計
	算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書)、要約四半期連結持分変
	動計算書について記載してください。
	※IFRS適用初年度の場合は、四半期報告書において開示が求められる、日本基
	準(又は米国基準)とIFRSとの間の調整表を記載してください。例えば、当
	第1四半期よりIFRSを適用する場合は、前年同四半期及び前期における調整
	表を記載してください。この場合、第2四半期及び第3四半期においては、それ
	ぞれ前年同四半期における調整表を記載してください。
【第5号参考様式の場合】	・中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)
【第6号参考様式の場合】	又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書(2計算書方式の場合)、中間
	連結株主資本等変動計算書について記載してください。
【第7号参考様式の場合】	・要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書(単一の要約計算書
	又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書)、要約中間連結持分変動計算
	書について記載してください。
継続企業の前提に関する注記	・該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がな
Lila N. Vizzala co A. Arzi) – Hr. 1. v. Arzi	い場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動	・該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がな
があった場合の注記	い場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
【第1号参考様式の場合】	
【第2号参考様式の場合】	
【第4号参考様式の場合】 四半期連結財務諸表の作成に	
特有の会計処理の適用	の適用」(四半期第2号参考様式においては「※ 注記事項(1)四半期財務諸表
村有の云可及壁の週角	の作成に特有の会計処理の適用」)において「有」とした場合は、重要なものの
	内容を記載してください(重要性の判断は、四半期報告書への記載の要否を基準
	としてください。)。
	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有	・サマリー情報「※ 注記事項(2)簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」
の会計処理の適用	において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なものの内容
【第4号参考様式の場合】	を記載してください。
	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見	・サマリー情報「※ 注記事項(3)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修
積りの変更・修正再表示	正再表示」(四半期第2号参考様式及び四半期第5号参考様式においては「※ 注
	記事項 (2)」、四半期第6号参考様式においては「※ 注記事項 (1)」)におい
	て「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してくだ
	さい。
	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上	・サマリー情報「※ 注記事項(2)会計方針の変更・会計上の見積りの変更」に
の見積りの変更	おいて「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載して
【第3号参考様式の場合】	ください。

【第7号参考様式の場合】	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更	・サマリー情報「※ 注記事項(3)会計方針の変更」において「有」とした場合
【第4号参考様式の場合】	は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。
	※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
〔その他〕	
継続企業の前提に関する重要	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるよ
事象等	うな事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象
	等」という。)が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表
	題を含めて記載は不要です。
	・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。
	・重要事象等が存在する旨及びその内容
	・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、
	又は改善するための対応策

※ 四半期決算短信(添付資料)には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、四半期決算短信(添付資料)の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項
(株)○○○○○○ (1234) ○○年○月期第○四半期決算短信	・上場会社名 ・証券コード(4桁コード) ・開示資料の表題(例「○○年○月期 第○四半期決算短信」)